

京都市告示第660号

京都市宇津峡公園の指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市宇津峡公園条例第4条ただし書の規定に基づき、臨時の休園日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和3年3月31日

京都市長 門川 大作

臨時に休園日を変更する日

現行	変更後
令和3年7月14日(水)	令和3年7月14日(水)
令和3年7月21日(水)	令和3年7月21日(水)
令和3年7月28日(水)	令和3年7月28日(水)
令和3年8月4日(水)	令和3年8月4日(水)
令和3年8月11日(水)	令和3年8月11日(水)
令和3年8月18日(水)	令和3年8月18日(水)
令和3年8月25日(水)	令和3年8月25日(水)
休園	開園

(産業観光局農林振興室農林企画課)